

兵庫県公報

令和元年10月29日 火曜日 第 53 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	4
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	5

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	8
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	17
○ 同 上（同）	17

告 示

兵庫県告示第515号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	白衣大発情 セックスは地球を救う！	新東宝映画
同	愛の小さな歴史	コピアポア・フィルム
同	愛憎のうねり 淫乱妻とよばれて	オーピー映画

兵庫県告示第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
高 砂 市	東播都市計画地区計画	明姫幹線南A地区地区計画



兵庫県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
尼 崎 市 同 市	阪神間都市計画公園 阪神間都市計画緑地	2. 2. 4023号 春日公園ほか35公園 3号 大物川緑道ほか1緑地

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
再度筋(3)Ⅱ (101080102)	神戸市中央区再度筋町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
青谷Ⅰ-2 (101080103)	神戸市中央区神仙寺通1丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中尾町(1)Ⅰ-2 (101080104)	神戸市中央区中尾町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
葺合(4)Ⅰ-2 (101080105)	神戸市中央区葺合町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
熊内(4)Ⅰ-2 (101080106)	神戸市中央区熊内町9丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

布引山(2) I-2 (101080107)	神戸市中央区葺合町 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊
北野(4) I-2 (101080108)	神戸市中央区北野町 2 丁目 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊
追谷 I-2 (101080109)	神戸市中央区山本通 3 丁目 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊
前山 I-2 (101080110)	神戸市中央区山本通 4 丁目 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊
口一里山(1) I-2 (101080111)	神戸市中央区諏訪山町 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図10までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月6日(水)から同月20日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び中央区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5

(3) 提出期限

令和元年11月20日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月20日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 東保Ⅱ<br>(137000054)    | 揖保郡太子町東保 (別図 1 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 東保(3)Ⅰ<br>(137000055) | 揖保郡太子町東保 (別図 2 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

|                           |                                |         |
|---------------------------|--------------------------------|---------|
| 東保(2)Ⅱ<br>(137000056)     | 揖保郡太子町佐用岡(別図3のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹生山(1)(3)Ⅰ<br>(137000057) | 揖保郡太子町東保(別図4のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 |
| 立岡山(1)Ⅰ-2<br>(137000058)  | 揖保郡太子町老原(別図5のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 |
| 東出(1)Ⅰ-2<br>(137000059)   | 揖保郡太子町東出(別図6のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 |
| 福田(1)<br>(212010068)      | たつの市誉田町福田<br>揖保郡太子町松尾(別図7のとおり) | 土石流     |

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月6日(水)から同月20日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所及び太子町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年11月20日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月20日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第266号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

青谷Ⅰ(101080001)の項中別図1、中尾町(1)Ⅰ(101080004)の項中別図4、中尾町(2)Ⅰ(101080005)の項中別図5、熊内(3)Ⅰ(101080022)の項中別図22、葺合(4)Ⅰ(101080028)の項中別図28、熊内(4)Ⅰ(101080030)の項中別図30、布引山(2)Ⅰ(101080033)の項中別図33、加納(3)Ⅰ(101080047)の項中別図47、北野(3)Ⅰ(101080059)の項中別図59、北野(4)Ⅰ(101080060)の項中別図60、北野(6)Ⅰ(101080062)の項中別図62、追谷Ⅰ(101080068)の項中別図68、前山Ⅰ(101080069)の項中別図69、口一里山(1)Ⅰ(101080095)の項中別図95を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月6日(水)から同月20日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び中

中央区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年11月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月20日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第714号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

笹山Ⅰ（137000001）の項中別図1、新山Ⅰ（137000002）の項中別図2、原坂Ⅰ（137000003）の項中別図3、壇特山Ⅰ（1）Ⅰ（137000008）の項中別図8、立岡山Ⅰ（1）Ⅰ（137000010）の項中別図10、東出Ⅰ（1）Ⅰ（137000017）の項中別図17、西本町Ⅱ（2）Ⅰ（137000030）の項中別図30、壇特山Ⅱ（137000035）の項中別図35、壇特山ⅡⅡ（137000036）の項中別図36、平岩Ⅱ（137000037）の項中別図37、原Ⅱ（137000042）の項中別図42、北山Ⅱ（137000043）の項中別図43、平岩Ⅲ（137000045）の項中別図45を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月6日（水）から同月20日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所及び太子町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年11月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月20日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
青谷Ⅰ (101080001)	神戸市中央区神仙寺通1丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中尾町(1)Ⅰ (101080004)	神戸市中央区中尾町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
中尾町(2)Ⅰ (101080005)	神戸市中央区中尾町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
杉長谷(1)Ⅱ (101080007)	神戸市中央区葺合町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
杉長谷(2)Ⅱ (101080008)	神戸市中央区葺合町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
杉長谷(3)Ⅱ (101080009)	神戸市中央区葺合町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
古輪谷(1)Ⅱ (101080010)	神戸市中央区葺合町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
古輪谷(2)Ⅱ (101080011)	神戸市中央区葺合町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
古輪谷(3)Ⅱ (101080012)	神戸市中央区葺合町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
葺合(1)Ⅰ (101080013)	神戸市中央区葺合町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
葺合(2)Ⅰ (101080014)	神戸市中央区葺合町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
後笹原(1)Ⅱ (101080015)	神戸市中央区葺合町(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
後笹原(2)Ⅱ (101080016)	神戸市中央区葺合町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西谷ノ一(1)Ⅱ (101080017)	神戸市中央区葺合町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
西谷ノ一(2)Ⅱ (101080018)	神戸市中央区葺合町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
後笹原(3)Ⅱ (101080019)	神戸市中央区葺合町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
熊内(1)(1)Ⅰ (101080020)	神戸市中央区熊内町5丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

熊内(2)(1)Ⅰ (101080021)	神戸市中央区熊内町5丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
熊内(3)Ⅰ (101080022)	神戸市中央区熊内町8丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
熊内(1)(2)Ⅰ (101080026)	神戸市中央区熊内町8丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
葺合(4)Ⅰ (101080028)	神戸市中央区葺合町(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
布引山(1)Ⅰ (101080029)	神戸市中央区葺合町(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
熊内(4)Ⅰ (101080030)	神戸市中央区熊内町9丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
布引Ⅱ (101080032)	神戸市中央区神戸港地方(別 図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
布引山(2)Ⅰ (101080033)	神戸市中央区葺合町(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
加納(1)Ⅰ (101080035)	神戸市中央区加納町1丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
布引山(1)Ⅱ (101080036)	神戸市中央区葺合町(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
布引山(2)Ⅱ (101080037)	神戸市中央区葺合町(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
口城山Ⅱ (101080039)	神戸市中央区葺合町(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
北野(1)Ⅰ (101080042)	神戸市中央区北野町1丁目 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
加納(3)Ⅰ (101080047)	神戸市中央区加納町2丁目 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
北野(2)Ⅰ (101080049)	神戸市中央区北野町1丁目 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
北野Ⅲ (101080051)	神戸市中央区北野町1丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
神戸港(2)Ⅰ (101080053)	神戸市中央区神戸港地方(別 図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
神戸港(3)Ⅰ (101080054)	神戸市中央区神戸港地方(別 図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
市ヶ原Ⅱ (101080055)	神戸市中央区葺合町(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

葺合(2)Ⅱ (101080056)	神戸市中央区葺合町(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
葺合(3)Ⅱ (101080057)	神戸市中央区葺合町(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
山郡Ⅱ (101080058)	神戸市中央区葺合町(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
北野(3)Ⅰ (101080059)	神戸市中央区北野町2丁目 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
北野(4)Ⅰ (101080060)	神戸市中央区北野町2丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
北野(6)Ⅰ (101080062)	神戸市中央区北野町3丁目 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
北野(7)Ⅰ (101080063)	神戸市中央区北野町4丁目 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
北野(8)Ⅰ (101080064)	神戸市中央区北野町4丁目 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
諏訪山(1)(1)Ⅰ (101080065)	神戸市中央区諏訪山町(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
追谷Ⅰ (101080068)	神戸市中央区山本通3丁目 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
前山Ⅰ (101080069)	神戸市中央区山本通4丁目 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
山本通Ⅰ (101080070)	神戸市中央区山本通4丁目 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
ロ一里山(2)Ⅰ (101080071)	神戸市中央区神戸港地方(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
ロ一里山(3)Ⅰ (101080072)	神戸市中央区神戸港地方(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
ロ一里山(4)Ⅰ (101080073)	神戸市中央区神戸港地方(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
ロ一里山(5)Ⅰ (101080074)	神戸市中央区神戸港地方(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
再度山(1)Ⅱ (101080075)	神戸市中央区神戸港地方(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
再度山(2)Ⅱ (101080076)	神戸市中央区神戸港地方(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
再度山(3)Ⅱ (101080077)	神戸市中央区神戸港地方(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

再度山(1) I (101080078)	神戸市中央区神戸港地方(別 図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
再度山(2) I (101080079)	神戸市中央区神戸港地方(別 図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
神戸港(1) II (101080080)	神戸市中央区神戸港地方(別 図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
神戸港(3) II (101080082)	神戸市中央区神戸港地方(別 図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
神戸港(4) II (101080083)	神戸市中央区神戸港地方(別 図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
神戸港(5) II (101080084)	神戸市中央区神戸港地方(別 図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
神戸港(6) II (101080085)	神戸市中央区神戸港地方(別 図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
諏訪山(2)(1) I (101080086)	神戸市中央区諏訪山町(別図 63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
再度山(3) I (101080087)	神戸市中央区神戸港地方(別 図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
再度谷 I (101080088)	神戸市中央区神戸港地方(別 図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
諏訪山(1)(2) I (101080090)	神戸市中央区諏訪山町(別図 66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
再度筋(2) II (101080093)	神戸市中央区再度筋町(別図 67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
諏訪山(3) I (101080094)	神戸市中央区諏訪山町(別図 68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
ロ一里山(1) I (101080095)	神戸市中央区諏訪山町(別図 69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
再度筋 I (101080099)	神戸市中央区再度筋町(別図 70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
再度筋(3) II (101080102)	神戸市中央区再度筋町(別図 71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
新生田川右支(2) I (201080036)	神戸市中央区葺合町(別図72 のとおり)	土石流	別図72のとおり
新生田川右支(1) I (201080037)	神戸市中央区葺合町(別図73 のとおり)	土石流	別図73のとおり
西谷 I (201080038)	神戸市中央区葺合町(別図74 のとおり)	土石流	別図74のとおり
草川左支(2) I (201080041)	神戸市中央区葺合町(別図75 のとおり)	土石流	別図75のとおり

(別図 1 から別図75までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月6日(水)から同月20日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び中央区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年11月20日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月20日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                        | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 笹山 I<br>(137000001)        | 揖保郡太子町山田(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 新山 I<br>(137000002)        | 揖保郡太子町原(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 原坂 I<br>(137000003)        | 揖保郡太子町太田(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 大門 I<br>(137000007)        | 揖保郡太子町松尾(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 壇特山(1)(1) I<br>(137000008) | 揖保郡太子町東出(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 立岡山(1) I<br>(137000010)    | 揖保郡太子町老原(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 立岡山(2) I<br>(137000011)    | 揖保郡太子町老原(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |

|                         |                         |         |          |
|-------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 壇特山(2) I<br>(137000015) | 揖保郡太子町東出(別図8の<br>とおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 松ヶ下(1) I<br>(137000016) | 揖保郡太子町松ヶ下(別図9<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 東出(1) I<br>(137000017)  | 揖保郡太子町東出(別図10の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 山田(1) I<br>(137000018)  | 揖保郡太子町山田(別図11の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 助久(1)<br>(137000019)    | 揖保郡太子町佐用岡(別図12<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 前山(1) I<br>(137000020)  | 揖保郡太子町佐用岡(別図13<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 東保 I<br>(137000021)     | 揖保郡太子町東保(別図14の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 東保(2) I<br>(137000022)  | 揖保郡太子町東保(別図15の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 立岡(3) I<br>(137000025)  | 揖保郡太子町立岡(別図16の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 壇特山(3) I<br>(137000026) | 揖保郡太子町東出(別図17の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 鵜飼(2) I<br>(137000027)  | 揖保郡太子町松尾(別図18の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 壇特山(4) I<br>(137000028) | 揖保郡太子町東出(別図19の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 松ヶ下(3) I<br>(137000029) | 揖保郡太子町松ヶ下(別図20<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 西本町(2) I<br>(137000030) | 揖保郡太子町鵜(別図21のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 原 I<br>(137000031)      | 揖保郡太子町原(別図22のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 松ヶ下 A II<br>(137000032) | 揖保郡太子町松ヶ下(別図23<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 東出 A II<br>(137000034)  | 揖保郡太子町東出(別図24の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 壇特山 A II<br>(137000035) | 揖保郡太子町東出(別図25の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 壇特山 B II<br>(137000036) | 揖保郡太子町東出(別図26の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |

|                              |                          |         |          |
|------------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 平岩 A II<br>(137000037)       | 揖保郡太子町東出 (別図27の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 東南 A II<br>(137000038)       | 揖保郡太子町東南 (別図28の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 平岩 B II<br>(137000039)       | 揖保郡太子町東出 (別図29の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 立岡山 A II<br>(137000040)      | 揖保郡太子町老原 (別図30の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 立岡山 B II<br>(137000041)      | 揖保郡太子町老原 (別図31の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 原 A II<br>(137000042)        | 揖保郡太子町原 (別図32の<br>とおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 北山 A II<br>(137000043)       | 揖保郡太子町原 (別図33の<br>とおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 原 B II<br>(137000044)        | 揖保郡太子町原 (別図34の<br>とおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 平岩 C II<br>(137000045)       | 揖保郡太子町東出 (別図35の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 北山 1 III<br>(137000046)      | 揖保郡太子町原 (別図36の<br>とおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 上太田 a III<br>(137000047)     | 揖保郡太子町上太田 (別図37<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 上太田 1 III<br>(137000048)     | 揖保郡太子町上太田 (別図38<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 松ヶ下 b III<br>(137000049)     | 揖保郡太子町佐用岡 (別図39<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 小丸山 a III<br>(137000050)     | 揖保郡太子町山田 (別図40の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 小丸山 I<br>(137000052)         | 揖保郡太子町山田 (別図41の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 東保 II<br>(137000054)         | 揖保郡太子町東保 (別図42の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 東保 (3) I<br>(137000055)      | 揖保郡太子町東保 (別図43の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 東保 (2) II<br>(137000056)     | 揖保郡太子町佐用岡 (別図44<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 丹生山 (1) (3) I<br>(137000057) | 揖保郡太子町東保 (別図45の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |

|                         |                                 |         |          |
|-------------------------|---------------------------------|---------|----------|
| 下原川 2 I<br>(237000009)  | 揖保郡太子町原（別図46のとおり）               | 土石流     | 別図46のとおり |
| 糸井(1) I<br>(137000012)  | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市勝原区朝日谷（別図47のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 糸井(2) I<br>(137000013)  | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市網干区和久（別図48のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 和久(1) II<br>(102010146) | 姫路市網干区和久<br>揖保郡太子町糸井（別図49のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 福田(1)<br>(212010068)    | たつの市誉田町福田<br>揖保郡太子町松尾（別図50のとおり） | 土石流     | 別図50のとおり |

（別図 1 から別図50までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月6日（水）から同月20日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所及び太子町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311—3

(3) 提出期限

令和元年11月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月20日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 姫路大津ヒルズ

所在地 姫路市大津区西土井字井ノ元373番33ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

有限会社高浜興産

姫路市広畑区末広町二丁目1466番地

高 濱 美 鈴

